「大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の概要

1.【条例制定の背景】

（1）自転車活用推進法の施行、自転車活用推進計画及び大分県自転車活用推進計画の策定

・自転車活用推進法の施行（H29.5.1）、自転車活用推進計画の策定（H30.6）

・大分県自転車活用推進計画の策定（R1.12）
→目標の一つに「自転車事故のない安全で安心な社会の実現」を掲げ、「ヘルメット着用の促進」や「自転車損害賠償責任保険等への加入促進」等を明記

（2）本県の自転車事故の特徴及び高校生の事故事例

・昨年の特徴として、世代別では高校生の負傷者数の割合が高く（95名/370名、25.7％）、学年では高校1年生、時間帯では登下校時が多い。

・昨年5月、大分市内において、高校生が運転する無灯火の自転車と歩行中の60代女性が衝突し、女性が死亡する事故が発生。

2.【条例の目的】

自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図り、県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会を実現

3.【条例のポイント】

（1）自転車の安全で適正な利用を促進するため、県民総ぐるみによる自転車安全教育等の実施（第9条「自転車交通安全教育等」）

・「県、事業者、学校、保護者」等の関係者が、自転車利用者へ安全で適正な利用に関する理解を深めることができるよう、交通安全教育等に努める

（2）自転車の利用に係る交通事故防止・被害軽減対策（第12条「自転車利用時の安全上の措置」）

・自転車利用時に、反射材の使用、乗車用ヘルメットや頭部保護帽子等の器具の使用に努める

・自転車を利用して通学する児童、生徒又は学生は、乗車用ヘルメットの着用に努める

（3）自転車による交通事故被害者保護対策（第13条「自転車損害賠償責任保険等への加入」）

・自転車利用者や自転車貸付事業者等は、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならないことを義務化

4.【施行期日】

令和3年4月1日（第13条及び第14条の規定は令和3年6月1日）